

公 告

静岡県浜松市、袋井市、磐田市及び周智郡森町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする国営天竜川下流二期土地改良事業（低炭素農業水利システム構築）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条の3第4項において読み替えて準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該計画の概要に意見がある者は、同法第85条の3第4項において準用する同法第85条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年10月16日

申請人

静岡県浜松市浜名区都田町8807-2
浜松土地改良区 理事長 内藤 伸二郎

静岡県磐田市加茂1
寺谷用水土地改良区 理事長 伊藤 英明

静岡県袋井市新池3001
磐田用水東部土地改良区 理事長 永田 勝美

静岡県磐田市大久保214-1
磐田原土地改良区 理事長 河島 直明

静岡県袋井市豊沢255-26
豊笠土地改良区 理事長 原田 明彦

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営天竜川下流二期土地改良事業計画概要書（低炭素農業水利システム構築）
- 2 縦覧の期間
令和8年10月16日から令和8年11月6日まで
- 3 縦覧の場所
静岡県浜松市、磐田市、袋井市及び周智郡森町のウェブサイト

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

① 浜松市

郵便 〒430-8652

静岡県浜松市中央区元城町103-2

担当課：農地整備課

電子メール nouseibi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

② 磐田市

郵便 〒438-8650

静岡県磐田市国府台3-1

担当課：農林水産課

電子メール norin@city.iwata.lg.jp

③ 袋井市

郵便 〒437-8666

静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

担当課：農政課

電子メール nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

④ 森町

郵便 〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101-1

担当課：農林政策課

電子メール sei_norin@town.shizuoka-mori.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年11月6日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする場合がありますため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。